

警 備 業 務 要 項

警備対象物件（建造物） （付属施設及び備品）

所在地 武雄市武雄町大字昭和2 6 5

名 称 武雄総合庁舎

1 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 警備の目的

- (1) 施設、建造物の安全確認及び確保
- (2) 不法、不良行為の防止、発見、排除
- (3) 火災、盗難の防止処置

3 警備の主眼

- (1) 施設のはいかい者、不審者、潜伏者、不法侵入者等の発見、排除
- (2) 隣接地帯より波及する危険性の防止
- (3) 門扉（出入口、窓）等施錠すべき箇所の処置
- (4) 現金、物品、建造物、器具、重要書類等の火災、盗難毀損行為の防止
- (5) その他、非常事態発生における緊急連絡処置

4 重要点検箇所

- (1) 終業後の各警備箇所の火気点検処置
- (2) 施錠すべき窓、扉、門、シャッター等の点検処置
- (3) 門扉（出入口、窓）等施錠すべき箇所の処置
- (4) ガス器具、暖房器具等の火気点検処置
- (5) 水道、蛇口等の水漏れの点検処置
- (6) 電源及び不要電灯の点検処置
- (7) 危険物、可燃物貯蔵庫周辺の異常の点検

5 警備の要領

- (1) 機動警備（パトロールカー使用）による巡回警備とする。
- (2) 警備勤務時 イ. 平日17時15分から翌朝8時30分までの間
ロ. その他の日（土、日曜日、祝祭日、年末年始）終日
- (3) 機動警備（パトロールカー使用）は不特定時の巡回とし、1日3回とする。
- (4) 機動警備は常に本部と連絡を密にし、警備の状況を報告する。
- (5) 完全な警備態勢を取るために幹部の監督巡視を不定時に行なう。
- (6) 巡回警備中に在室者がある時は、武雄総合庁舎の職員であることを確認する。
- (7) 火災については、警備会社で機器による監視を行なう。
なお、火災警報装置から警備会社への送信機の設置は受託者で行う。
- (8) 通用口の施錠、開錠は警備会社が行なう。
- (9) 毎日の警備状況については、翌朝警備報告書を指定の箇所に提出する。

6 隊員の義務

- (1) 管理責任者の指示注意を遵守する。
- (2) 勤務中又はその機会に知り得た機密を漏洩しないこと。

7 鍵の保管

庁舎管理者から預かった鍵類は、受託者の責任において厳重に保管すること。

8 緊急時における対応

警備員は、緊急時には迅速かつ的確に対応するものとする。

特に、盗難、火事、事件事故等が発生したときは、必要に応じて警察署及び消防署、武雄県税事務所総務課へ通報する等、被害の拡大防止に努めること。

9 その他

この要領の記載事項以外については、武雄県税事務所と受託者が協議のうえ、その都度決定するものとする。